野田阪神野外音楽ステージ　ストリートミュージシャン認定要領

大阪市福島区役所

（目的）

第１条　本要領は、大阪市福島区役所（以下「福島区」という。）が、野田阪神野外音楽ステージ（別紙１）におけるミュージシャンのライブ活動並びに清掃等の環境美化活動に一体的に取り組むことにより、野田阪神駅前を居心地のよい公共的なオープンスペースとし、福島区のイメージ向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定ストリートミュージシャン（以下、「認定を受けた者」という。）

野田阪神野外音楽ステージでライブ演奏活動を行う者として、福島区が認定した個人又はグループをいう。

(2) 認定

福島区の審査に合格し、かつ第５条に定める誓約事項を遵守することを誓約したミュージシャンであることを、福島区が認証することをいう。

（認定を行う者）

第３条　ミュージシャンの認定は、大阪市福島区長（以下「福島区長」という。）が行う。

（認定申請）

第４条　認定を希望するミュージシャンは、福島区が指定する窓口に、所定の様式及び関係書類を提出し、申請するものとする。

（誓約事項）

第５条　認定を希望するミュージシャンは、次の各号に掲げる事項を遵守し、別紙２により誓約するものとする。

(1) 発電機・ドラムの使用禁止

周辺の住家・店舗及び歩行者への騒音の影響が大きい器材、又は大音量を発生させる器材等を使用しないこと。

(2) 音量制限の遵守

ア　福島区が定める地点で音量を測定し、基準値（90dB）を超えないこと。

イ　基準値を超えた場合は警告を行い、警告に従わないときは、演奏を中止させる。

(3) 活動日時の厳守

演奏等の活動は、福島区が指定する日及び時間を厳守すること。

(4) 歩行者通行への配慮

ア　歩行者の通行を妨げないよう通路を確保すること。

イ　観客に対しても、座り込み等により通行を妨げないよう協力を呼びかけること。

ウ　点字ブロックからは、片側 1m 以上の幅員を確保すること。

(5) 原状回復及び清掃の徹底

活動開始前に演奏場所周辺を清掃し、活動終了後は原状回復を行うこと。

(6) 販売行為の禁止

野田阪神駅前は法令上「道路」に該当するため、道路上で自主制作 CD、チケット等を無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法により禁止されているためこれを行わないこと。

(7) 不適切な表現の禁止

ミュージシャン名、歌詞、発言等において、わいせつ・残虐な内容、差別的発言など公序良俗に反する表現・行為、誹謗中傷、その他著しく不快感を与える表現・行為を行わないこと。

(8) その他

ア　演奏活動に伴う事故、紛争、損害等は、自己の責任において解決すること。

イ　申請時点において、法令等に違反して刑に処せられていないこと、又は処せられることが確定していないこと。過去に刑の執行を受けた場合は、執行を終え、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年以上経過していること。

ウ　演奏中に観客が増加し、会場内に収まらず、福島区が演奏中止と判断した場合は、その指示に従うこと。

エ　その他、誓約事項に抵触すると福島区が判断した場合は、改善の指導に従うこと。なお、改善されないと福島区が判断したときは、演奏中止の指示を行う。

（申請者の確認）

第 6 条　福島区は、認定申請を受けたとき、申請内容を確認するため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求めることができる。

（認定）

第 7 条　福島区は、第 4 条の申請を行い、かつ第 5 条の各号を遵守する旨を誓約した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を、健全な音楽活動を行うミュージシャンとして認定する。

(1) 歌唱及び演奏のオリジナル楽曲が 2 曲以上あり、提出されたオリジナル楽曲の音源等により、福島区が別に定める審査基準に適合すると認められる者

(2) 福島区長が特に認める者

2　福島区は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定を行わない。

(1) 過去に悪質な事由により認定を取り消されたことがある場合

(2) 申請書類の記載事項が事実と異なる場合

(3) 前項第 1 号の審査基準に適合しないと認められる場合

（認定通知等）

第 8 条　福島区は、前条により認定した場合、認定通知書により通知する。

2　福島区は、不認定とした場合、不認定通知書により通知する。

（変更または廃止の届出）

第 9 条　認定通知書の通知後に記載事項の変更が生じた場合、又は認定を受けた者が解散もしくは活

動を廃止した場合は、別紙３により登録事項変更（廃止）を届け出るものとする。

（認定取消し）

第 10 条　福島区は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定を取り消し、認定取消通知書により認定を受けた者に通知する。

(1) 誓約事項に違反した場合

(2) 法令等に違反して刑に処せられ、またその執行を受けることとなった場合

２　前項により認定を取り消されたミュージシャンは、原則として再認定しない。

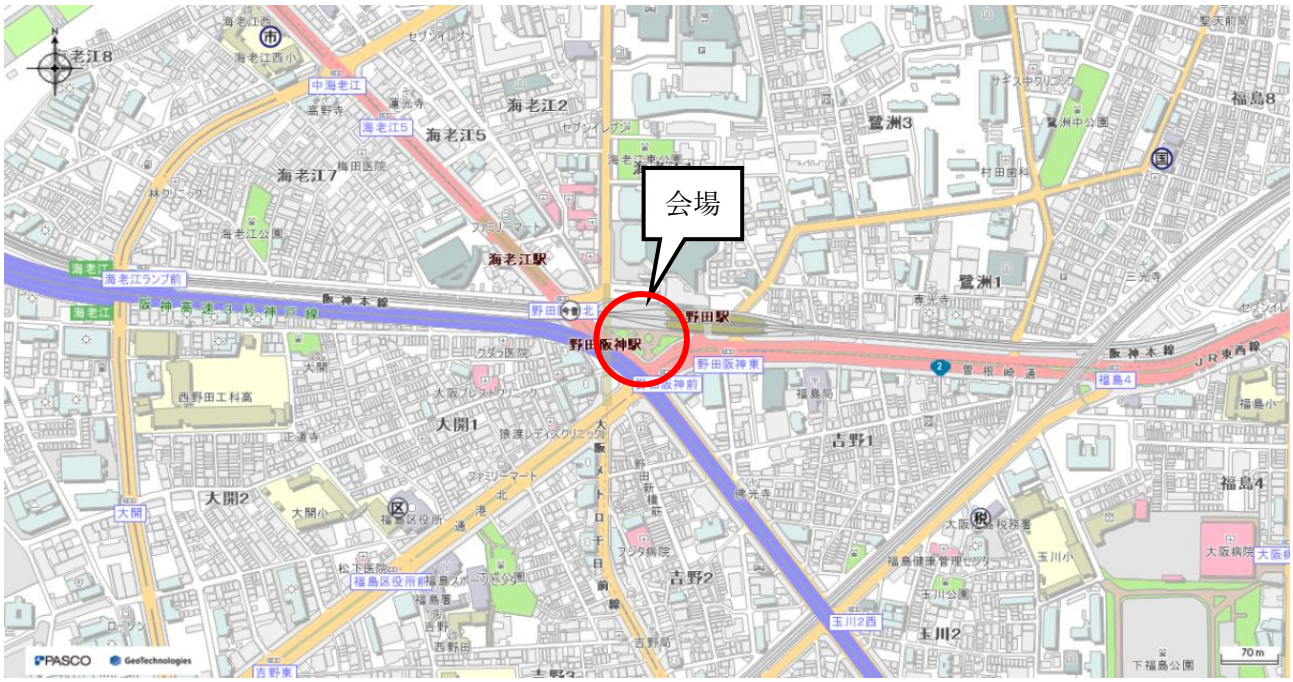
附則

本要領は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

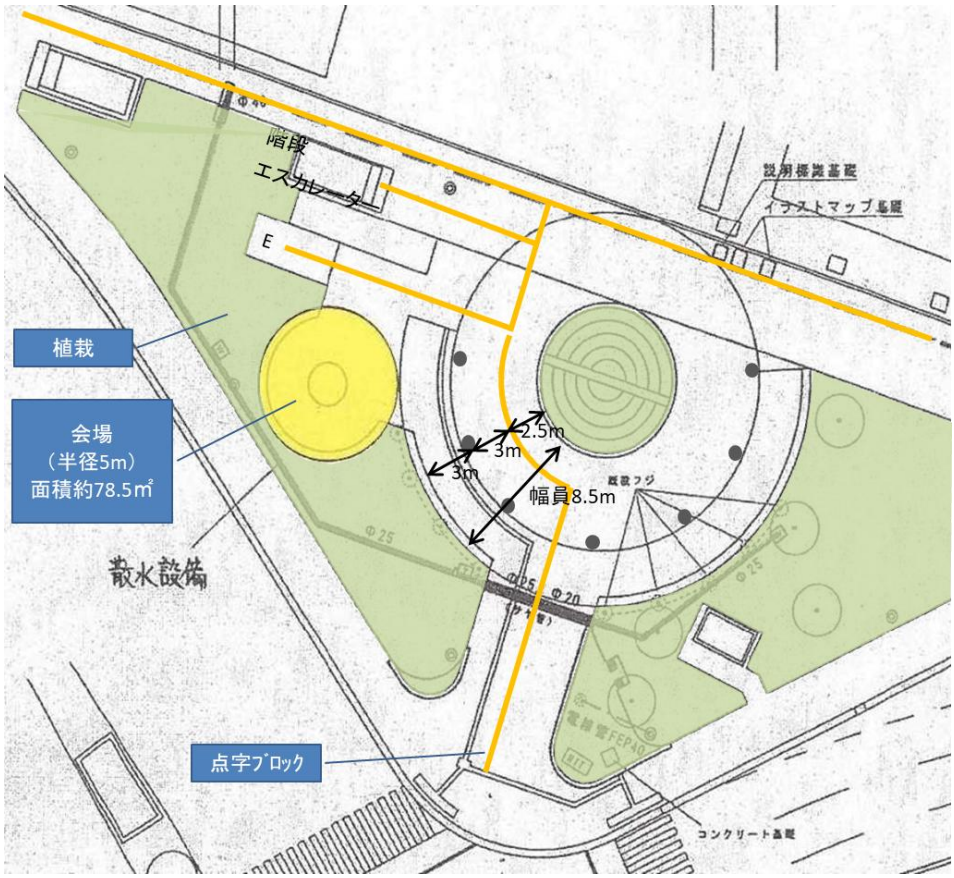
本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

本要領は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。

別紙１　会場位置図（広域）



会場位置図（詳細）



別紙２

大阪市福島区役所認定ストリートミュージシャン
申請書兼誓約書

大阪市福島区長　様

大阪市福島区役所が主催する野田阪神野外音楽ステージの事業趣旨を理解し、下記の内容により申請します。

申請日　　年　　月　　日

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 代表者名			
電話番号		E-mail	
書類等送付先	〒		
(ﾌﾘｶﾞﾅ) ミュージシャン名			
メンバー構成	氏名（担当・楽器）		
	氏名（担当・楽器）		
	氏名（担当・楽器）		
	氏名（担当・楽器）		
	氏名（担当・楽器）		
ホームページ URL 等			
PR（150 文字程度） ※区役所ホームページに 掲載します。			

提出物

- □ **本申請書兼誓約書**
- □ **実際のライブ映像(歌唱及び演奏のオリジナル曲)2曲**
 ※DVD または動画サイトにアップしている場合はその URL でも可
- □ **申請者(グループ)の写真(1枚)**

<誓約事項>

□　発電機・ドラムの使用禁止

- 周辺の住家・店舗及び歩行者への騒音の影響が大きい器材、又は大音量を発生させる器材等を使用しないこと。

□　音量制限の遵守

- 福島区が定める地点で音量を測定し、基準値（90dB）を超えないこと。
- 基準値を超えた場合は警告を行い、警告に従わないときは、演奏を中止させる。

□　活動日時の厳守

- 演奏等の活動は、福島区が指定する日及び時間を厳守すること。

□　歩行者通行への配慮

- 歩行者の通行を妨げないよう通路を確保すること。
- 観客に対しても、座り込み等により通行を妨げないよう協力を呼びかけること。
- 点字ブロックからは、片側 1m 以上の幅員を確保すること。

□　原状回復及び清掃の徹底

- 活動開始前に演奏場所周辺を清掃し、活動終了後は原状回復を行うこと。

□　販売行為の禁止

- 野田阪神駅前は法令上「道路」に該当するため、道路上で自主制作 CD、チケット等を無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法により禁止されている。これを行わないこと。

□　不適切な表現の禁止

- ミュージシャン名、歌詞、発言等において、わいせつ・残虐な内容、差別的発言など公序良俗に反する表現・行為、誹謗中傷、その他著しく不快感を与える表現・行為を行わないこと。

□　その他

- 演奏活動に伴う事故、紛争、損害等は、自己の責任において解決すること。
- 申請時点において、法令等に違反して刑に処せられていないこと、又は処せられることが確定していないこと。過去に刑の執行を受けた場合は、執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年以上経過していること。
- 演奏中に観客が増加し、会場内に収まらず、福島区が演奏中止と判断した場合は、その指示に従うこと。
- その他、誓約事項に抵触すると福島区が判断した場合は、改善の指導に従うこと。なお、改善されないと福島区が判断したときは、演奏中止の指示を行う。

以上、誓約する。

メンバー自署欄

別紙３

大阪市福島区役所認定ストリートミュージシャン
登録事項変更（廃止）届

福島区長 様

申出人　ミュージシャン名
氏名

福島区役所が実施する野田阪神野外音楽ステージストリートミュージシャン認定要領に基づき、次のとおり（変更・廃止）を届け出ます。

届 出 日	令和　　年　　月　　日

□登録事項の変更

変 更 前	
変 更 後	

□登録の廃止または変更するミュージシャン

登録ミュージシャン名	
連 絡 先	〒　－　　電話（　　-　　-　　）

備考
